

全日本吹奏楽コンクール岩手県大会 実施規定

第1章 総則

第1条 この大会は「全日本吹奏楽コンクール岩手県大会」という。

第2条 全日本吹奏楽コンクール岩手県大会（以下、県大会）は、各地区予選で選出された吹奏楽団体が参加して毎年実施する。

第3条 岩手県吹奏楽連盟評議員会（以下、評議員会）は毎年3月末日までに、次年度の県大会について実施場所・日時などの必要事項を決定する。

第4条 選出母体となる地区は次のとおりとする。

- ① 県北地区（久慈・県北支部）
- ② 盛岡地区（盛岡支部）
- ③ 中央地区（花巻・北上支部）
- ④ 県南地区（奥州・一関支部）
- ⑤ 沿岸地区（宮古・釜石気仙支部）

第2章 実施部門および参加人員

第5条 実施部門は次のとおりとし、参加団体は所属する部門に参加するものとする。

- ① 小学校の部 ② 中学校の部
 - ③ 高等学校の部 ④ 大学の部
 - ⑤ 職場・一般の部
 - ⑥ 中学校小編成の部 ⑦ 高等学校小編成の部
- ただし参加団体が複数の部門に重複して出場することは認めない。

第6条 各部門の参加人員は次のとおりとする。

- ① 小学校の部 自 由
- ② 中学校の部 50名以内
- ③ 高等学校の部 55名以内
- ④ 大学の部 55名以内
- ⑤ 職場・一般の部 65名以内
- ⑥ 中学校小編成の部 25名以内
- ⑦ 高等学校小編成の部 30名以内

指揮者はこの人員に含まれない。また、地区予選の申込み人員を超えることはできない。ただし、小学校の部で正当な事由があると県吹奏楽事務局が判断した場合に限り、地区予選申込み人員を超える人員の参加を認める。

2 参加申込み書に記載した人員を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第3章 資格

第7条 参加資格は、岩手県吹奏楽連盟（以下、県吹連）に登録された団体で次のとおりとする。

- ① 小学校の部
構成メンバーは同一小学校に在籍している児童とする。
- ② 中学校の部、中学校小編成の部
構成メンバーは同一中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。）ただし、小編成の部への参加は前年度1・2年生の部員が20名以内の団体、もしくは県吹連に認められた団体とする。なお、同一支部内の複数の中学校に在籍している生徒の合同を認める。
- ③ 高等学校の部、高等学校小編成の部
構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校

児童・中学校生徒の参加は認める。）ただし、小編成の部への参加は前年度1・2年生の部員が25名以内の団体、もしくは県吹連に認められた団体とする。なお、同一支部内の複数の高等学校に在籍している生徒の合同、あるいは、同一支部内の中学校と高等学校に在籍している生徒の合同を認める。

④ 大学の部
構成メンバーは同一の大学に在籍している学生とする。

⑤ 職場・一般の部
（職場）

同一経営の会社、工場、事務所、官公庁（それぞれグループ企業・団体も含む）などで経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって、構成メンバーはその勤務先に勤務しているものとする。（一般）

団体構成メンバーは次の第8条に該当しない限り自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

第8条 同一奏者が、その年度内に二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

2 課題曲・自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし楽器の持ち替えは認める。

第9条 指揮者の資格については次のとおりとし、課題曲・自由曲とも同一人が指揮するものとする。

- ① 小学校の部、中学校の部、高等学校の部、中学校小編成の部、高等学校小編成の部、当該学校の教職員・生徒、または、その学校長の委嘱を受け常時その団体を指導している者とする。
- ② 大学、職場・一般の部
制限しない。

2 同一指揮者が同一部門の二つ以上の団体に重複して指揮することは認めない。

第10条 参加団体の資格に疑義あるときは出場を停止または入賞を取り消すことができる。

第4章 演奏

第11条 出場団体は、次の楽曲を演奏して審査を受けるものとする。

- ① 小学校の部 自由曲のみ
- ② 中学校の部、高等学校の部、大学の部、職場・一般の部
----- 課題曲と自由曲1曲
- ③ 中学校小編成の部、高等学校小編成の部
----- 自由曲のみ1曲

第12条 課題曲は全日本吹奏楽連盟で決定されたその年度のものを用いる。

第13条 課題曲はスコアに指定された編成を尊重すること。

2 自由曲の編成は木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただしコントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハーブの使用は認める。

3 自由曲中のスキヤット（声）は認める。

第14条 演奏する楽曲は地区予選に用いたものとする。

第15条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けねばならない。この許諾を受けないでコンクールに出場することは認めない。

第16条 演奏時間は次のとおりとする。
 ① 小学校の部、中学校小編成の部、高等学校小編成の部 ----- 自由曲の演奏開始から終了まで7分以内
 ② 中学校の部、高等学校の部、大学の部、職場・一般の部 ----- 課題曲の演奏開始から自由曲の終了まで12分以内

第17条 演奏時間が超過した場合は審査の対象としない。
 2 演奏規定に違反する事項が確認されたときは、入賞を取り消す。

第18条 部門順序と出演順序はその年度の評議員会において決定する。

第5章 審査・表彰、県代表

第19条 県大会の審査員は評議員会で選出し、会長がこれを委嘱する。審査員の数は原則として7名とする。
 2 審査方法は評議員会の定める審査内規による。

第20条 表彰は各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。また、全日本吹奏楽コンクール東北大会に推薦された団体に副賞としてトロフィーを贈る。

第21条 金賞受賞団体の中から次の数の団体を全日本吹奏楽コンクール東北大会（以下、東北大会）に推薦する。

- | | | |
|----------------------|-------|----|
| ① 小学校の部 | ----- | 3 |
| ② 中学校の部、高等学校の部 | ----- | 各4 |
| ③ 中学校小編成の部、高等学校小編成の部 | ----- | 各2 |
| ④ 大学の部 | ----- | 1 |
| ⑤ 職場・一般の部 | ----- | 2 |

ただし、中学校の部、高等学校の部、中学校小編成の部、高等学校小編成の部において複数の団体の合同で出場している場合は推薦の対象としない。

- 2 小学校の部において、全日本小学校バンドフェスティバル東北大会への推薦を希望する団体の中から1団体をバンドフェスティバル東北大会に推薦する。当該団体は、コンクール東北大会への推薦対象としない。

第6章 地区代表

第22条 県大会に各地区より出場する団体数（以下、地区代表数）の合計は、概ね次の数とする。

- | | | |
|-------------|-------|----|
| ① 小学校の部 | ----- | 14 |
| ② 中学校の部 | ----- | 24 |
| ③ 高等学校の部 | ----- | 20 |
| ④ 大学の部 | ----- | 4 |
| ⑤ 職場・一般の部、 | ----- | 8 |
| ⑥ 高等学校小編成の部 | ----- | 12 |
| ⑦ 中学校小編成の部 | ----- | 20 |

- 2 地区代表数は部門別に定めるものとし、次の比例配分枠とシード枠の合計の数とし、その代表数は評議員会で決定する。

① 比例配分枠：地区予選出場団体数に定数を

乗じて算出した数（小数点以下四捨五入。ただし、1に満たない場合は1とする）

② シード枠：昨年度の東北大会に当該地区から出場した団体の数

- 3 地区代表数確定のため、各主管支部事務局は県大会前期日程開催七週間以前に地区予選の申込みを完了し、部門別の参加団体数を速やかに県吹連事務局に報告する。

第23条 地区予選は県大会前期日程開催日の三週間以前に実施する。各地区予選主管支部は、予選終了後速やかに地区代表団体を県吹連事務局および大会主管支部事務局に報告する。

第24条 県大会出場に要する費用については参加団体の負担とする。

第7章 その他

第25条 県大会実施にあたって評議員会が必要と認めた場合は、共催または後援団体を持つことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第26条 県大会実行委員会は県吹連役員と主管支部の役員で構成する。また、近隣支部の役員を加えることができる。

第27条 その他開催上の細目については実行委員会が定める。

第28条 この規定は評議員会の議により改定することができる。

第8章 付 則

本規定は、平成9年2月21日より施行する。
 本規定は、平成10年4月21日より施行する。
 本規定は、平成11年4月16日より施行する。
 本規定は、平成12年4月1日より施行する。
 本規定は、平成14年5月11日より施行する。
 本規定は、平成15年2月15日より施行する。
 本規定は、平成15年11月15日より施行する。
 本規定は、平成16年2月14日より施行する。
 本規定は、平成17年4月16日より施行する。
 本規定は、平成18年2月25日より施行する。
 本規定は、平成18年4月15日より施行する。
 本規定は、平成19年2月16日より施行する。
 本規定は、平成19年5月12日より施行する。
 本規定は、平成21年4月18日より施行する。
 本規定は、平成22年2月27日より施行する。
 本規定は、平成26年4月29日より施行する。
 本規定は、平成27年4月29日より施行する。
 本規定は、平成28年5月7日より施行する。

※当面の間、各部門の地区予選参加団体数の合計が、第22条に規定されている数より2まで多い場合、当該部門の定数（掛け率）を100%とする。

※東北大会実施規定により、前年度の全日本吹奏楽コンクール（全国大会）に出場し金賞を受賞した団体は東北大会に推薦されるため、第21条に定める団体数には含まれない。また、前年度までに東日本学校吹奏楽大会に3年連続出場した団体が、県大会での審査を経て東北大会に推薦された場合、当該団体は第21条に定める団体数には含まれない。

全日本吹奏楽コンクール岩手県大会 審 査 内 規

- 第1条** この内規は全日本吹奏楽コンクール岩手県大会実施規定第19条に基づき審査及び判定について定めるものである。
- 第2条** 審査員は課題曲と自由曲（小学校の部、中学校小編成の部、高等学校小編成の部は自由曲のみ）を、技術・表現の2項目について、それぞれ10点満点とし10段階で評価する。
- 第3条** 審査結果の処理は、会長から委嘱された3名によって構成される判定委員会が行う。
- 第4条** 判定委員会は審査員の評価を点数とし、一覧表を作成する。
2 一覧表から審査点を算出する。審査点は最高点および最低点をカットした5名の点数の総和とする。
- 第5条** 審査点に基づき、各部門ごとに金・銀・銅賞の三段階にグループ分けを行う。
- 第6条** 代表の選出方法は次のとおりとする。
① 審査点の高い団体から順に代表とする。
② ①で決着がつかない場合、審査員は代表候補となる団体にのみ順位をつけ、この順位点合計の小さい団体から順に代表とする。
③ 以上で決着がつかない場合は、審査員の投票とする。
- 第7条** 審査一覧表は、県大会当日の表彰式後に各団体に配布する。

付記 本内規は平成9年2月21日より施行する。

付記 本内規は平成12年4月1日より施行する。

付記 本内規は平成14年4月1日より施行する。

付記 本内規は平成18年2月25日より施行する。

付記 本内規は平成19年2月16日より施行する。

付記 本内規は平成22年2月27日より施行する。